

令和7年度織物・機械金属等巡回支援事業実施要領

1 目的

丹後地域の織物業・機械金属業等の企業が生産現場の課題に取り組み、技術を改善し、または、技術を向上することによって、丹後地域の産業振興に向けて、技術的な支援を行うこととする。

2 運営及び実施

京都府織物・機械金属振興センター（以下「振興センター」という。）は、本事業の運営を行い、京都府中小企業特別技術指導員及び学界・業界の専門家（以下「技術指導員」という。）並びに振興センター職員は企業の生産現場を巡回して本事業を実施する。

3 実施時期

令和7年4月から令和8年3月まで

4 受付期間

令和7年4月24日（木）から令和8年3月19日（木）まで

5 対象企業

- (1) 丹後地域（宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）内に生産現場において、織物若しくは機械金属の製造業又はその他製造業を行っている小規模企業者又は中小企業者
- (2) 前号に掲げる小規模企業者等のほか、この目的を達成するものとして振興センター所長が認めた者

6 支援対象企業を定める方法

- (1) 支援対象企業は、別紙様式-1により支援依頼をした企業とする。
- (2) 振興センター所長は、支援依頼を企業から受けたとき、その内容を審査して、支援対象企業とする場合、支援の日時及び内容その他支援に必要な事項を通知する。
なお、支援対象企業としない場合、その旨を通知する。

7 支援対象企業の協力

- (1) 支援対象企業は、支援を受けるにあたり、次のとおり協力する。
 - ア 本事業に対応する責任者を選任すること。
 - イ 支援を受けようとする内容について具体的に明らかにし、資料及び器具・製品その他支援に必要なものを準備すること。
 - ウ 支援の日時及び内容その他支援に必要な事項の通知を受けた後、日時等について変更を希望するときは、速やかに振興センターに連絡すること。
- (2) 支援対象企業は、市町、商工会議所、商工会、丹後織物工業組合又は丹後機械工業協同組合その他支援に関係する者と協力する。

8 技術指導員及び振興センター職員の業務

- (1) 技術指導員は、支援対象企業から支援依頼の内容について確認し、振興センターによって派遣された生産現場において支援を行い、その後、支援した内容について別紙様式-2の支援結果報告書を作成して、振興センター宛て提出する。
- (2) 振興センター職員は、支援対象企業から支援依頼の内容について確認し、技術指導員及び支援対象企業と支援の内容について打合せを行うとともに、支援を行うために必要な連絡及び調整を行う。

9 支援手数料

無料

10 資料作成及び会議開催

振興センターは、支援の内容を踏まえて、技術指導員及び支援対象企業の協力を得て、丹後地域の企業が生産現場の課題に取り組み、技術を改善し、または、技術を向上するための資料を作成し、また、会議を開催することができる。